

仕 様 書

1 件 名

(長期継続契約) 市川市例規集データベースシステムデータ更新等業務委託契約

2 委託期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

3 担当部署

市川市 総務部 法務課

4 総 則

(1) 目的

市川市（以下「発注者」という。）は、別途締結する「(長期継続契約) 市川市例規集データベースシステム使用契約」により、平成30年10月から例規集データベースシステムをアプリケーションサービスプロバイダー（LGWAN - ASP）サービスにより提供することとしている。

例規集データベースシステムの使用に際しては、毎月例規データの更新が必要であるため、本委託契約は、その例規データの更新作業を委託するものである。

(2) 業務の指示及び監督

受注者は、本業務を遂行するに当たって、発注者監督職員と常に密接に連絡を取り、その指示に従わなければならない。

5 業務要件

例規集データベースシステムは、庁内LAN上において市職員向けに提供する「庁内向けシステム」と発注者のホームページ上において市民向けに提供する「市民向けシステム」からなる。受注者は、それぞれについて、次の業務を実施する。

(1) 庁内向けシステム

① 例規データの更新

発注者は、毎月例規の更新を行っている。受注者は、発注者から変更分例規の提供を受け、毎月例規データの更新を実施する。

(ア) 発注者は、原則として毎月の初日から10日以内に変更分例規を受注者に紙又は電子データで提出する。電子データの媒体及び形式については、システム処理が可能なテキスト形式を想定しているが、契約締結後に発注者と受注者との協議で決定するものとする。

(イ) 受注者は、変更分例規の提出を受けてから6週間以内に変更分例規について庁内向けシステムへの反映作業を完了させる。反映作業とは以下を指す。

A 既存の例規に変更分例規の内容を溶け込ませ、最新版の例規集とする。

B 例規の条文内に、引用されている法令がある場合は、その法令の内容が参照できるようにリンクし、表示できるようにする。引用する法令のデータは、受注者にて準備するものとする。

C 例規に関し、その新規制定及び改正の年月日と新規制定及び改正の内容を検索・参照ができるように原議データを作成する。

D 例規に別表及び様式がある場合は、別表及び様式のR T F形式等の一般に普及したファイル形式データを作成し、条文からリンクし、表示できるようにする。

E 上記A実施後の最新版の例規データについて、発注者が別途契約する「(長期継続契約) 市川市例規集データベースシステム使用契約」に定める例規集データベースシステムの機能を使用するためのデータ処理作業を実施する。

(ウ) 受注者は、平日(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日及び受注者の夏季休業期間を除く日をいう。)の9時から17時までの間、発注者が例規データに修正の必要があると認める場合においては、例規の修正について対応するものとする。

② 最新版例規データCD-Rの納品

受注者は、上記①のデータの更新をするときは、発注者から変更分例規の提出を受けてから6週間以内に最新版の例規データをCD-Rで1部納品する。当該CD-Rは、次の検索・閲覧機能を持つこと。

(ア) 体系検索

(イ) 五十音検索

(2) 市民向けシステム

① 例規データの更新

上記(1)①を活用して、市民向けシステムについては、四半期(1・4・7・10月)毎に例規データの更新を実施する。

受注者は、発注者から当該更新月前3月分の変更分例規の提出を受けてから6週間以内に変更分例規について例規集データベースシステムへの反映作業を完了させる。反映作業とは以下を指す。

(ア) 既存の例規に変更分例規の内容を溶け込ませ、最新版の例規集とする。

(イ) 例規に別表及び様式がある場合は、別表及び様式のR T F形式等の一般に普及したファイル形式データを作成し、条文からリンクし、表示できるようにする。

(ウ) 上記(ア)実施後の最新版の例規データについて、発注者が別途契約する「(長期継続契約) 市川市例規集データベースシステム使用契約」に定める例規集データベースシステムの機能を使

用するためのデータ処理作業を実施する。

6 納品物件

納品物件一覧表

No	納品物件	提出期限
1	最新版例規データCD-R	発注者より変更分例規 の提出を受けてから 6週間以内
2	更新後の例規データ（庁内向けシステム用）	
3	更新後の例規データ（市民向けシステム用）	

7 納品場所

「6 納品物件」で指定した納品物件のうち、「No 1 最新版例規データCD-R」は、発注者が指定した場所に納品すること。「No 2 更新後の例規データ（庁内向けシステム用）」及び「No 3 更新後の例規データ（市民向けシステム用）」は、発注者が利用する例規集データベースシステム用サーバーに導入すること。

8 瑕疵担保責任

データ更新の日から1年以内の間に、納品物件に瑕疵が発見された場合は、発注者は受注者に対して瑕疵の補修を求め、又は補修とともに損害の賠償を請求するものとする。

9. 秘密の保持

- (1) 受注者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 情報セキュリティの確保

受注者は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、~~契約書約款~~別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 権利義務の譲渡の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

1.2 著作権の帰属

上記「6 納品物件」の著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、「5 業務要件」の(1)①(イ)Bにおいて記述がある、受注者にて準備する「引用する法令のデータ」については、その限りではない。

1.3 その他

- (1) 受注者は、「暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項」を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- (3) 契約履行上の疑義については、発注者と受注者とが協力して解決すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この保守契約による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受注者は、この保守契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受注者は、この保守契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受注者は、この保守契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、この保守契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず発注者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受注者は、この保守契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この保守契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この保守契約により指定された業務場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この保守契約により指定された業務場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受注者は、この保守契約の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やか

に発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受注者がこの保守契約の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに利用者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(受注者の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、この保守契約の事務に係る受注者の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は受注者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受注者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、受注者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記2

情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (2) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (3) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (4) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (5) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものを指すものとする。
- (6) コンピュータウイルス等 コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェアなどの悪意のあるソフトウェアのことをいう。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第3条 受注者は、発注者に納入している情報システム又は受注作業について、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) コンピュータウイルス等に対するリスクを最小限にするために、ウイルス対策ソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
 - (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、対応策を講じなければならない。この場合において、受注者が開発し、又は開発させ発注者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、発注者と対応策を協議するものとする。
 - (3) 本件業務に係る情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、発注者と協議の上、対応策を講じなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティ事故への対応等)

第4条 本件業務に関し情報セキュリティ事故が発生したときは、受注者は、直ちに、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を発注者に報告しなければならない。

(情報セキュリティの管理体制)

第5条 受注者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について発注者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 受注者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティ事故に対する訓練を実施するものとする。

(不要な記録情報の廃棄)

第6条 受注者は、本件業務の遂行により発生した記録情報のうち、不要となったものについては、直ちに、復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により不要な記録情報を廃棄したときは、書面をもって発注者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

- 第7条 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受注者に対し、必要に応じてシステム保守契約に基づく事務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。
- 2 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受注者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。
 - 3 受注者は、発注者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。